

四半期報告書

(第110期第3四半期)

株式会社 愛媛銀行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	13
第4 【経理の状況】	14
1 【四半期連結財務諸表】	15
2 【その他】	22
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	22

独立監査人の四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月14日

【四半期会計期間】 第110期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)

【会社名】 株式会社愛媛銀行

【英訳名】 The Ehime Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 本 田 元 広

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市勝山町2丁目1番地

【電話番号】 松山(089)933局1111番(大代表)

【事務連絡者氏名】 企画広報部長 矢 野 紀 行

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区岩本町3丁目2番4号
株式会社愛媛銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3861局8151番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 山 本 恵 三

【縦覧に供する場所】 株式会社愛媛銀行 高知支店

(高知市はりまや町1丁目4番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 高知支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成24年度第3四 半期連結累計期間	平成25年度第3四 半期連結累計期間	平成24年度
		(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
経常収益	百万円	30,573	33,217	41,596
経常利益	百万円	5,686	6,912	7,179
四半期純利益	百万円	3,465	3,697	—
当期純利益	百万円	—	—	3,808
四半期包括利益	百万円	3,937	1,270	—
包括利益	百万円	—	—	8,076
純資産額	百万円	86,521	90,862	90,659
総資産額	百万円	2,134,868	2,137,084	2,330,868
1株当たり四半期純利益 金額	円	19.55	20.86	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	21.49
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 金額	円	—	20.75	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—
自己資本比率	%	4.02	4.21	3.86

		平成24年度第3四 半期連結会計期間	平成25年度第3四 半期連結会計期間
		(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日)	(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益 金額	円	7.03	6.81

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
2 第3四半期連結累計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3 自己資本比率は、((四半期)期末純資産の部合計－(四半期)期末少数株主持分)を(四半期)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。なお、その他の業務（コンサルティング業務）を営む、えひめインベストメント株式会社は平成25年8月23日に清算いたしました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更及び新たに発生した事業等のリスクはありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、経済対策及び金融政策の効果を背景に、輸出関連企業を中心に業績改善が見られ、また、個人消費も底堅く推移するなど景気回復への期待が高まる状況となりました。

当行が営業基盤とする愛媛県内の経済情勢は、公共投資や民間企業の設備投資が増加傾向にあり、景気が緩やかに改善しつつある状況となりました。

このような状況にあって当行グループは、引き続きお客様第一主義の経営、地域経済に根ざした取り組みを実践しました。

経常収益は332億17百万円と、前年同期比26億44百万円増加しました。経常利益は前年同期比12億26百万円増加して69億12百万円となり、四半期純利益は前年同期比2億32百万円増加して36億97百万円となりました。

また、財務面においては総資産2兆1,370億円(前連結会計年度末比1,937億円減少)、純資産908億円(同比2億円増加)となりました。

預金等残高(譲渡性預金含む)は1兆9,688億円と前連結会計年度末から2,037億円減少しましたが、貸出金残高は、1兆3,424億円と前連結会計年度末比174億円増加しました。

セグメント情報につきましては、次のとおりであります。なお、記載の金額は内部取引相殺前の金額であり、課税取引については消費税及び地方消費税を含んでおりません。

銀行業の経常収益は、前年同四半期比22億84百万円増加して307億41百万円となり、セグメント利益は前年同四半期比12億46百万円増加し65億54百万円となりました。

リース業、その他につきましては前年同四半期とほぼ同様の結果となりました。

今後も「最初に相談される銀行」という愛媛銀行ブランドの確立を目指し、地域No.1の金融サービスの提供を図るとともに、地域金融機関としての公共的使命と社会的責任を果たすため、金融サービス事業を通じてお客様により信頼される企業活動を実践してまいります。

国内・国際業務部門別収支

(業績説明)

当第3四半期連結累計期間の資金運用収益は、金利の低下はあったものの運用の多様化により237億69百万円と、前第3四半期連結累計期間比4億85百万円増加しました。資金調達費用については、調達コストの削減により前第3四半期連結累計期間比2億30百万円減少し、22億7百万円となりました。この結果、資金運用収支は215億62百万円と前第3四半期連結累計期間比7億16百万円の増加となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	19,348	1,498	—	20,846
	当第3四半期連結累計期間	19,927	1,635	—	21,562
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	21,734	1,742	192	23,284
	当第3四半期連結累計期間	22,090	1,886	206	23,769
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	2,385	244	192	2,437
	当第3四半期連結累計期間	2,163	250	206	2,207
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	1,278	55	—	1,333
	当第3四半期連結累計期間	929	48	—	977
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	2,951	68	—	3,019
	当第3四半期連結累計期間	3,223	59	—	3,282
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	1,673	13	—	1,686
	当第3四半期連結累計期間	2,294	10	—	2,305
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	3,232	215	—	3,447
	当第3四半期連結累計期間	4,842	178	—	5,021
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間	3,307	215	—	3,523
	当第3四半期連結累計期間	5,145	178	—	5,324
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間	75	—	—	75
	当第3四半期連結累計期間	302	—	—	302

(注) 1 「国内業務部門」は、当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行及び子会社の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 「相殺消去額」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益合計は、預り資産の販売手数料を中心に、前第3四半期連結累計期間比2億63百万円増加し、32億82百万円となりました。役務取引等費用は、前第3四半期連結累計期間比6億19百万円増加し23億5百万円となったことから、役務取引等収支は9億77百万円と前第3四半期連結累計期間比3億56百万円減少しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	2,951	68	—	3,019
	当第3四半期連結累計期間	3,223	59	—	3,282
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	772	—	—	772
	当第3四半期連結累計期間	829	—	—	829
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	807	65	—	873
	当第3四半期連結累計期間	802	58	—	860
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	410	—	—	410
	当第3四半期連結累計期間	704	—	—	704
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	709	—	—	709
	当第3四半期連結累計期間	612	—	—	612
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	38	—	—	38
	当第3四半期連結累計期間	37	—	—	37
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	33	2	—	36
	当第3四半期連結累計期間	45	1	—	46
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	1,673	13	—	1,686
	当第3四半期連結累計期間	2,294	10	—	2,305
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	161	12	—	173
	当第3四半期連結累計期間	160	10	—	171

(注) 「国内業務部門」とは当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」とは当行及び子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第3四半期連結会計期間	1,689,800	50,208	—	1,740,008
	当第3四半期連結会計期間	1,732,383	71,148	—	1,803,531
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	597,739	—	—	597,739
	当第3四半期連結会計期間	647,792	—	—	647,792
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	1,086,572	—	—	1,086,572
	当第3四半期連結会計期間	1,080,771	—	—	1,080,771
うちその他	前第3四半期連結会計期間	5,489	50,208	—	55,697
	当第3四半期連結会計期間	3,819	71,148	—	74,967
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	241,010	—	—	241,010
	当第3四半期連結会計期間	165,352	—	—	165,352
総合計	前第3四半期連結会計期間	1,930,810	50,208	—	1,981,018
	当第3四半期連結会計期間	1,897,735	71,148	—	1,968,884

- (注) 1 「国内業務部門」とは当行及び子会社の円建取引、「国際業務部門」とは当行及び子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
 2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,351,492	100.00	1,342,435	100.00
製造業	123,972	9.17	123,003	9.16
農業、林業	3,551	0.26	3,362	0.25
漁業	4,336	0.32	4,497	0.33
鉱業、採石業、砂利採取業	260	0.02	204	0.02
建設業	39,764	2.94	38,274	2.85
電気・ガス・熱供給・水道業	1,104	0.08	1,487	0.11
情報通信業	6,135	0.46	6,451	0.48
運輸業、郵便業	135,784	10.05	132,872	9.90
卸売業、小売業	106,060	7.85	101,483	7.56
金融業、保険業	25,307	1.87	34,544	2.57
不動産業、物品賃貸業	96,731	7.16	100,018	7.45
各種サービス業	144,788	10.71	145,247	10.82
地方公共団体	135,301	10.01	133,264	9.93
その他	528,392	39.1	517,721	38.57
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,351,492	—	1,342,435	—

- (注) 1 「国内」とは、当行及び子会社で特別国際金融取引勘定分を除いたものであります。
 2 当行には海外店及び海外に子会社を有する子会社はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	177,817,664	同左	東京証券取引所 (市場第1部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式。 単元株式数は、1,000株
計	177,817,664	同左	—	—

提出日現在発行数には、平成26年2月3日から四半期報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第3四半期会計期間において、新株予約権付社債を発行しております。当該新株予約権の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成25年12月6日
新株予約権の数(個)	8,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,755,274(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	237(注)2、3
新株予約権の行使期間	平成26年2月3日から平成33年3月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部については、行使することができない
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注)1 本新株予約権の行使請求により当行が交付する当行普通株式の数は、行使請求に係る本

新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- 2 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
- (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- (2) 各本新株予約権の行使により交付する当行普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。ただし、(注)7において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。）は、当初、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況等の結果を考慮し、平成25年12月16日（月）から平成25年12月19日（木）までの間のいずれかの日（転換価額等決定日）の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に、同日に103%から108%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が198円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。ただし、転換価額は(注)3(1)乃至(4)に定めるところにより調整されることがある。

3 転換価額の調整

- (1) ①当行は、本新株予約権付社債の発行後、(注)3(1)②に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

②新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (イ) 時価（(注)3(3)③に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当行普通株式を引き受ける者を募集する場合。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (ロ) 当行普通株式の株式分割又は当行普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (ハ) 時価を下回る価額をもって当行普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日

(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

- (二) 上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、当行普通株式の株主に対して当行普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当行の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権付社債の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当行普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (2) ①当行は、本新株予約権付社債の発行後、(注)3(2)②に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価}-1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ②「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当行普通株式1株あたりの剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金100万円)あたりの本新株予約権の目的となる株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金100万円)を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。)に6を乗じた金額とする。)に当該事業年度に係る下記に定める比率(当行が当行の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は社債管理者と協議のうえ合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成26年3月31日に終了する事業年度	1.20
平成27年3月31日に終了する事業年度	1.44
平成28年3月31日に終了する事業年度	1.73
平成29年3月31日に終了する事業年度	2.07
平成30年3月31日に終了する事業年度	2.49
平成31年3月31日に終了する事業年度	2.99
平成32年3月31日に終了する事業年度	3.58

- ③特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- (3) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

- ① 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。
 - ② 転換価額調整式の計算については、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ③ 転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ)新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(ただし、(注)3②(ニ)の場合は当該基準日)、(ロ)特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - ④ 新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日(応当日がない場合には当該日の前月末日とする。)における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に(注)3(1)又は(4)に基づき交付株式数とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の数を加えた数とする。また、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に割り当てられる当行普通株式の数を含まないものとする。
- (4) (注)3(1)乃至(3)により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併(合併により当行が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ② 本号①のほか、当行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - ③ 当行普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ④ 金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。
 - ⑤ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (5) (注)3(1)乃至(4)により転換価額の調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、(注)3(1)②(ニ)の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

- 5 本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
- 6 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- 7 当行が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継
 - (1) 当行は、当行が組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当行の株主に交付される場合に限る。）は、本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、（注）7（2）に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。本「1 新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）」の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
 - (2) 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。
 - ①承継新株予約権の数
組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - ②承継新株予約権の目的である株式の種類
承継会社等の普通株式とする。
 - ③承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法
行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を（注）7（2）④に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
 - ④承継新株予約権が付された承継社債の転換価額
承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。
 - ⑤承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。
 - ⑥承継新株予約権を行使することができる期間
組織再編行為の効力発生日（当行が「新株予約権の行使期間」欄に定める行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から同欄に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。
 - ⑦承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑧その他の承継新株予約権の行使の条件
各承継新株予約権の一部については、行使することができない。
 - ⑨承継新株予約権の取得事由
取得事由は定めない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年12月31日	—	177,817	—	19,078	—	13,213

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、平成25年12月31日現在の株主名簿が作成されていないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）に基づく株主名簿による記載を行っています。

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 617,000	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 175,985,000	175,985	同上
単元未満株式	普通株式 1,215,664	—	同上
発行済株式総数	177,817,664	—	—
総株主の議決権	—	175,985	—

(注)1 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1千株（議決権1個）含まれております。また、「議決権の数(個)」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が1個含まれております。

2 単元未満株式には当行所有の自己株式415株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ㈱愛媛銀行	愛媛県松山市勝山町2丁目 1番地	617,000	—	617,000	0.34
計	—	617,000	—	617,000	0.34

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	リスク管理部長	山下 剛志	平成25年8月31日

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

- 1 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（自平成25年10月1日 至平成25年12月31日）及び第3四半期連結累計期間（自平成25年4月1日 至平成25年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
現金預け金	201,393	205,510
コールローン及び買入手形	231,286	78,000
買入金銭債権	23	28,049
商品有価証券	240	269
有価証券	524,085	431,116
貸出金	※1 1,324,987	※1 1,342,435
外国為替	7,368	7,661
リース債権及びリース投資資産	4,763	6,209
その他資産	13,274	11,045
有形固定資産	30,701	30,857
無形固定資産	682	645
繰延税金資産	3,130	5,532
支払承諾見返	7,333	8,097
貸倒引当金	△18,400	△18,347
資産の部合計	2,330,868	2,137,084
負債の部		
預金	1,771,868	1,803,531
譲渡性預金	400,795	165,352
借入金	27,975	29,023
外国為替	12	22
社債	13,000	13,000
新株予約権付社債	—	8,000
その他負債	13,241	13,052
役員賞与引当金	42	—
退職給付引当金	527	722
役員退職慰労引当金	322	369
利息返還損失引当金	53	49
睡眠預金払戻損失引当金	160	160
繰延税金負債	—	3
再評価に係る繰延税金負債	4,876	4,836
支払承諾	7,333	8,097
負債の部合計	2,240,208	2,046,221
純資産の部		
資本金	19,078	19,078
資本剰余金	13,213	13,213
利益剰余金	41,487	44,192
自己株式	△222	△226
株主資本合計	73,556	76,257
その他有価証券評価差額金	9,010	6,541
土地再評価差額金	7,455	7,385
その他の包括利益累計額合計	16,466	13,927
少数株主持分	636	677
純資産の部合計	90,659	90,862
負債及び純資産の部合計	2,330,868	2,137,084

(2) 【四半期連結損益及び包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
経常収益	30,573	33,217
資金運用収益	23,284	23,769
(うち貸出金利息)	20,238	19,721
(うち有価証券利息配当金)	2,497	2,463
役務取引等収益	3,019	3,282
その他業務収益	3,523	5,324
その他経常収益	※1 746	※1 840
経常費用	24,887	26,305
資金調達費用	2,437	2,207
(うち預金利息)	1,713	1,551
役務取引等費用	1,686	2,305
その他業務費用	75	302
営業経費	17,838	17,799
その他経常費用	※2 2,849	※2 3,690
経常利益	5,686	6,912
特別利益	283	3
固定資産処分益	283	3
特別損失	156	215
固定資産処分損	84	53
減損損失	71	161
税金等調整前四半期純利益	5,813	6,699
法人税、住民税及び事業税	2,417	3,556
法人税等調整額	△111	△585
法人税等合計	2,306	2,970
少数株主損益調整前四半期純利益	3,507	3,729
少数株主利益	41	31
四半期純利益	3,465	3,697
少数株主利益	41	31
少数株主損益調整前四半期純利益	3,507	3,729
その他の包括利益	430	△2,458
その他有価証券評価差額金	430	△2,458
四半期包括利益	3,937	1,270
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	3,896	1,228
少数株主に係る四半期包括利益	41	41

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
破綻先債権額	1,650百万円	1,919百万円
延滞債権額	41,824百万円	40,397百万円
3ヵ月以上延滞債権額	10百万円	91百万円
貸出条件緩和債権額	14,936百万円	15,077百万円
合計額	58,420百万円	57,485百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(四半期連結損益及び包括利益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
償却債権取立益	170百万円	1百万円
株式等売却益	31百万円	508百万円

※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
貸出金償却	778百万円	1,577百万円
貸倒引当金繰入額	1,608百万円	1,767百万円
株式等売却損	16百万円	87百万円
株式等償却	103百万円	11百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
減価償却費	680百万円	610百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	531	3.00	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
平成24年11月26日 取締役会	普通株式	531	3.00	平成24年9月30日	平成24年12月5日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	531	3.00	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金
平成25年11月25日 取締役会	普通株式	531	3.00	平成25年9月30日	平成25年12月5日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	28,168	1,806	29,974	599	30,573	—	30,573
セグメント間の内部経常収益	289	215	504	1,079	1,584	△1,584	—
計	28,457	2,021	30,479	1,678	32,158	△1,584	30,573
セグメント利益	5,308	74	5,383	308	5,691	△5	5,686

(注)1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータシステム管理・運営業務、クレジットカード業務及び人材派遣業務等を含んでおります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っており、また、セグメント利益の調整額△5百万円は、セグメント間の取引消去であります。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1 報告セグメントごとの経常収益及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	30,462	2,189	32,651	565	33,217	—	33,217
セグメント間の内部経常収益	278	151	430	949	1,380	△1,380	—
計	30,741	2,341	33,082	1,515	34,598	△1,380	33,217
セグメント利益	6,554	24	6,579	337	6,916	△4	6,912

(注)1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、コンピュータシステム管理・運営業務、クレジットカード業務及び人材派遣業務等を含んでおります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っており、また、セグメント利益の調整額△4百万円は、セグメント間の取引消去であります。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動が認められるものではありません。

(有価証券関係)

※1 企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

※2 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	451	456	5
短期社債	—	—	—
社債	5,380	5,410	30
その他	—	—	—
合計	5,831	5,866	35

(注) 時価は、当連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

当第3四半期連結会計期間(平成25年12月31日)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	—	—	—
地方債	225	226	0
短期社債	—	—	—
社債	5,216	5,186	△29
その他	—	—	—
合計	5,441	5,413	△28

(注) 時価は、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	13,379	17,996	4,617
債券	468,224	477,271	9,047
国債	282,881	288,445	5,564
地方債	107,822	110,170	2,348
短期社債	—	—	—
社債	77,520	78,655	1,134
その他	19,557	19,622	65
合計	501,161	514,891	13,730

当第3四半期連結会計期間(平成25年12月31日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	15,160	22,962	7,801
債券	281,731	283,606	1,874
国債	113,456	114,105	648
地方債	75,838	76,659	820
短期社債	—	—	—
社債	92,436	92,841	405
その他	131,078	130,820	△258
合計	427,971	437,388	9,417

(注) その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は32百万円(全額株式)であり、当第3四半期連結累計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価が50%以上下落した場合、また、時価の下落が30%以上50%未満の場合は、過去の時価の水準等を勘案し、「回復する見込みがある」と認められない場合であります。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものではありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	19.55	20.86
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	3,465	3,697
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	3,465	3,697
普通株式の期中平均株式数	千株	177,222	177,203
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	—	20.75
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	—	0
うち支払利息(税額相当額控除後)	百万円	—	0
普通株式増加数	千株	—	981
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

中間配当

中間配当金額 531百万円

1株当たりの中間配当金 3円00銭

平成25年11月25日開催の取締役会において、第110期の中間配当につき次のとおり決議しました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月7日

株式会社愛媛銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊加井真弓 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加藤信彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社愛媛銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益及び包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年2月14日

【会社名】 株式会社愛媛銀行

【英訳名】 The Ehime Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 本 田 元 広

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市勝山町2丁目1番地

【縦覧に供する場所】 株式会社愛媛銀行 高知支店
(高知市はりまや町1丁目4番5号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 高知支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため備えるものであります。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取 本田元広は、当行の第110期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。